

# 弘前市児童生徒のスポーツ・文化芸術活動の指針



令和7年3月改訂  
弘前市・弘前市教育委員会

## 《 目 次 》

【策定の趣旨】	・・・	1
---------	-----	---

### 小学校期編

1 適切な運営のための体制整備	・・・	2
(1) 活動の方針の策定等		
(2) 指導・運営に係る体制の構築		
2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組	・・・	3
(1) 適切な指導の実施		
(2) 指導手引の活用		
3 適切な休養日等の設定	・・・	4
4 児童のニーズを踏まえた活動環境の整備	・・・	5
5 地域との連携等	・・・	6
6 参加する大会等の見直し	・・・	6

### 中学校期編

1 適切な運営のための体制整備	・・・	7
(1) 活動の方針の策定等		
(2) 指導・運営に係る体制の構築		
2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組	・・・	8
(1) 適切な指導の実施		
(2) 指導手引の活用		
3 適切な休養日等の設定	・・・	9
4 生徒のニーズを踏まえた活動環境の整備	・・・	10
5 学校部活動等の地域連携等	・・・	11
6 参加する大会等の見直し	・・・	12

【終わりに】	・・・	13
--------	-----	----

## 【策定の趣旨】

本指針は、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（令和4年12月スポーツ庁・文化庁）に則り、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の指針」（令和6年3月青森県教育委員会）を参考に、小学校期・中学校期それぞれの段階におけるスポーツ・文化芸術活動を対象として策定するものである。

本市の小学校期の状況は、学校における部活動として行われているものはごくわずかであり、多くがスポーツ少年団等の活動として行われている。そのため、本市においては、児童生徒の健全育成を大きな目的とし、学校や社会体育等の枠にとらわれることなく、同じ目的に向かって、発達の段階に応じた適正な活動・環境の整備に努めていくものとする。

現行部活動及びスポーツ・文化芸術活動は、スポーツや文化芸術に興味・関心のある同好の児童生徒が自主的・自発的に参加して行われている。異年齢との交流の中で、児童生徒同士や児童生徒と教師・指導者等との好ましい人間関係が構築され、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、児童生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義が大きい活動である。

しかし、全国的な少子化に伴い、本市においても部活動数、スポーツ少年団数が減少しており、従前と同様の運営体制では維持が難しく、学校や地域によっては存続の危機にある。また、現行部活動やスポーツ少年団等の活動における行き過ぎた指導や過熱化、保護者の経済面及び活動のサポート面での負担の増加、指導する教職員の多忙化等の課題が指摘されている。

本市は、児童生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術活動における実施環境を構築するという観点に立ち、以下の点を重視して、地域、学校、分野、活動目的等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

- 児童生徒がスポーツや文化芸術等の活動に親しむことで、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフや文化芸術の活動を実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。
- 児童生徒の自主的、自発的な参加により行われ、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと。
- 指導・運営に関する体制を構築し、児童生徒の心身の健全な成長を図るとともに、指導者のワーク・ライフ・バランスの実現につなげること。
- 学校、保護者、地域、関係機関及び関係団体等が連携し、望ましい活動の実現を図ること。

## 1 適切な運営のための体制整備

### (1) 活動の方針の策定等

ア 部活動においては、校長は、本指針に則り、毎年度「活動方針」を策定する。部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

また、活動方針及び活動計画等を、学校だよりやホームページなどへの掲載等により公表する。

イ スポーツ・文化芸術団体等の責任者は、活動方針や活動計画の整備と周知に努める。また、学校施設を利用している場合は、利用している学校に対し、毎月の活動計画等を配布するなど、学校が活動状況を把握できるように配慮する。

ウ 市教育委員会は、上記アに関し、各学校において部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、「部活動等指導計画様式」の作成等を行う。

### (2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 部活動においては、校長は、指導内容の充実、児童の安全の確保、教職員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部の設置及び顧問の決定を行う。

イ 校長は、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。自校で行われているスポーツ・文化芸術団体等の活動についても、児童の健康面や安全面への配慮から、活動状況の把握に努めるとともに、緊急時には連携・協力を行う。

ウ 校長は、各部活動の毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、活動内容を把握し、児童が安全に活動を行い、児童や部活動顧問の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

エ スポーツ・文化芸術団体等の責任者は、活動内容を把握し、児童が安全に活動を行い、児童や指導者、保護者の負担が過度とならないよう、適宜、活動の是正を行う。

オ 校長及びスポーツ・文化芸術団体等の責任者は、必要に応じて活動方針及び活動計画等について、関係者が共通理解を図る機会を設定する。

カ 市及び市教育委員会は、指導者を対象とする指導に係る研修や、管理職を対象とする部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。

キ 市教育委員会及び校長は、教職員の部活動への関与について、法令や「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」(令和2年文部科学省告示第1号)に基づき、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

## 2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

### (1) 適切な指導の実施

ア 校長及びスポーツ・文化芸術団体等の責任者は、児童の心身の健康管理(障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む)、事故防止(活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等)及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

市教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。また、市は、スポーツ・文化芸術団体等の活動についても、これらの取組が徹底されるよう、適宜、支援及び指導・是正に努める。

イ スポーツ活動の指導者は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと、及びスポーツ活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解するとともに、児童の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、児童とコミュニケーションを十分に図り、児童がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する者と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。特に女子については、スポー

ツ活動の特性に鑑み、体の健全な発育を妨げるような、過度なトレーニングや食事制限を課す指導は行わないよう留意する。

ウ 文化芸術活動の指導者は、児童のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習が児童の心身に負担を与え、必ずしも技能等の向上につながらないこと、及び文化活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解するとともに、児童の文化芸術等の能力向上や、生涯を通じて文化芸術等に親しむ基礎を培うことができるよう、児童とコミュニケーションを十分に図り、児童がバーンアウトすることなく、技能等の向上や大会等での好成績などそれぞれの目標を達成できるよう、分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する者と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

## (2) 指導手引の活用

指導者は、中央競技団体や各分野の関係団体等が作成する合理的でかつ効率的・効果的な活動のための指導手引を活用して、2(1)に基づく指導を行う。

## 3 適切な休養日等の設定

(1) 部活動及びスポーツ・文化芸術活動における休養日及び活動時間については、成長期にある児童が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

ア 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。)

イ 週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

ウ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。

エ 児童が十分な休養をとることができるとともに、多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

オ 1日の活動時間は、平日、週末ともに長くとも2時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

(2) 校長は、1 (1) に掲げる「学校の部活動等に係る活動方針」の策定に当たっては、国のガイドラインにおいて設定された基準を踏まえるとともに、本指針に則り、各部の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

(3) 休養日及び活動時間の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、学校全体の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

#### 4 児童のニーズを踏まえた環境の整備

(1) 校長及びスポーツ・文化芸術団体等の責任者は、生涯にわたって豊かなスポーツライフや文化芸術活動を実現する資質・能力の基礎を培うとともに、健全な心身を育み、よりよい人間形成を図るために、誰もが、友だちと楽しめたり、適度な頻度で行えたりする部活動等の設置やスポーツ・文化芸術団体等との協力などにより、児童の多様なニーズに応じた活動を行うことができる環境づくりを推進する。

具体的な例としては、より多くの児童の運動機会及び文化芸術等の活動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なる活動やレクリエーション志向で行う活動等、児童が楽しくスポーツ・文化芸術活動に親しむ動機付けになるものが考えられる。

(2) 市教育委員会及び校長は、児童数減少や指導者確保の困難さ等の地域の実情を踏まえ、単一の学校では特定の部活動を設けることができない場合には、児童のスポーツ・文化芸術の活動機会が損なわれないよう、複数校の児童が拠点校の部活動に参加する等の合同部活動等の取組や小中連携の観点から学区内の中学校部活動等との合同練習等の取組について方策を検討する。

## 5 地域との連携等

- (1) 市及び市教育委員会並びに校長は、児童のスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ・文化芸術の各分野の関係団体等との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域がともに子どもを育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における持続可能なスポーツ・文化芸術活動のための環境整備を進める。また、協議会等で理解と協力を求める。
- (2) スポーツ・文化芸術活動においては、地域の文化・芸能団体、スポーツ協会、競技団体及びその他のスポーツ・文化芸術活動の関係団体は、総合型クラブやスポーツ少年団等の児童生徒が所属する地域の文化・スポーツ団体に関する事業等について、市と連携し、役割や実施主体を明確にしなが、学校と地域が協働・融合した形での地域のスポーツ及び文化芸術活動の環境の充実を推進する。  
また、スポーツ・文化芸術活動の関係団体は、指導者の配置や、指導者等に対する研修等、指導者の質の向上に関する取組に積極的に協力する。
- (3) 市教育委員会は、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、各種保険への加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、児童がスポーツ・文化芸術活動に親しめる場所が確保できるよう、学校施設の開放事業を推進する。
- (4) 市教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者がともに子どもの健全な成長のための教育、スポーツ・文化芸術活動に親しむ機会の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

## 6 参加する大会等の在り方の見直し

- (1) 大会の参加については、学校行事等の教育活動を優先することを原則とする。
- (2) 校長は、児童の教育上の意義や、児童や部活動顧問の負担が過度にならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。
- (3) スポーツ・文化芸術団体等の責任者は、上記(2)に準じて、児童や保護者の負担が過度にならないことを考慮して、参加する大会等の精査に努める。

## 1 適切な運営のための体制整備

### (1) 活動の方針の策定等

ア 校長は、本指針に則り、毎年度、「学校の部活動等に係る活動方針」を策定する。部活動等の顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

イ 校長は上記アの活動方針及び活動計画等を、学校だよりやホームページなどへの掲載等により公表する。

ウ 市教育委員会は、上記アに関し、各学校において部活動等の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、「部活動等指導計画様式」の作成等を行う。

### (2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、教職員だけでなく、部活動指導員や外部指導者など適切な指導者を確保していくことを基本とし、生徒や教職員の数、部活動指導員や外部指導者の配置状況等を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教職員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動等を実施できるよう、適正な数の部活動等を設置する。

なお、設置に当たっては、今後の生徒数の推移や地域の実情等を踏まえ、生徒、保護者や地域の関係者等との合意形成を図りながら、将来を見据えた取組を推進する。

イ 校長は、部活動等の顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教職員の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況等を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制を構築する。

ウ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部活動等の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、生徒や部活動等の顧問の負担が過度とならないよう、持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導・是正を行う。

工 校長は、必要に応じて部活動等の活動方針及び活動計画等について、教職員、部活動指導員、外部指導者、保護者等が共通理解を図る機会（スポーツ・文化部活動連絡会）を設定する。

オ 市教育委員会は、指導者を対象とする指導に係る研修や、管理職を対象とする部活動等の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。

カ 市教育委員会及び校長は、教職員の部活動等への関与について、法令や「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（令和2年文部科学省告示第1号）に基づき、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

キ 市教育委員会は、各学校の生徒や教職員の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用し、学校に配置する。また、教職員ではなく部活動指導員が指導や大会等の引率を担うことができる体制を構築する。部活動指導員が十分に確保できない場合には、校長は、外部指導者を配置し、必ずしも教職員が直接の指導や大会等の引率に従事しない体制を構築する。

ク 市教育委員会は、部活動指導員等の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動指導員等に対して、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、体罰（暴力）やハラスメント（生徒の人格を傷つける言動）は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修を行う。

## 2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

### (1) 適切な指導の実施

ア 校長及び指導者は、生徒の心身の健康管理（障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶する。

市教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 運動部活動等の指導者（顧問、部活動指導員及び外部指導者等）は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養等を適切に取る必要があること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

ウ 文化部活動等の指導者は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養等を適切に取る必要があること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的な練習・活動の積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

エ 指導者は、生徒の運動・文化芸術等の能力向上や、生涯を通じてスポーツ・文化芸術に親しむ基礎を培うとともに、生徒がバーンアウトすることなく、技能の向上や大会等での好成績など、それぞれの目標を達成できるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図った上で指導を行う。その際、専門的知見を有する者と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

## （2）指導手引の活用

指導者は、中央競技団体や各分野の関係団体等が作成する合理的でかつ効率的・効果的な活動のための指導手引を活用して、2（1）に基づく指導を行う。

## 3 適切な休養日等の設定

（1）部活動スポーツ・文化芸術活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、部活動等、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

ア 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、週末は少なくとも1日以上を休養日とする。）

イ 週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

ウ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。

エ 生徒が十分な休養をとることができるとともに、多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

オ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

カ 主要な大会等の時期を「ハイシーズン」として活動できることとするが、その分、それ以外の時期に休養日を十分確保する。

(2) 校長は、1（1）に掲げる「学校の部活動等に係る活動方針」の策定に当たっては、国のガイドラインにおいて設定された基準を踏まえるとともに、本指針に則り、各部活動等の休養日及び活動時間等を設定し公表する。また、各部活動等の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

(3) 休養日及び活動時間の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、学校全体の部活動等休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

#### 4 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

(1) 校長は、学校の指導体制等に応じて、性別や障害の有無を問わず、技能等の向上や大会等で好成績を収めること以外にも、気軽に友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様なニーズに応じた活動を行うことができる環境を整備する。具体的な例としては、運動部活動では、複数のスポーツや季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技・大会志向でなくレクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動、生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなる活動等が考えられる。また、文化部活動では、体験教室などの活動、レクリエーション的な活動、障害の有無や年齢等に関わらず一緒に活動することができるアート活動、生涯を通じて文化芸術を愛好する環境を促進する活動等が考えられる。

- (2) 市教育委員会及び校長は、生徒数減少や指導者確保の困難さ等の地域の実情を踏まえ、単一の学校では特定の分野の部活動等を設けることができない場合や部活動指導員や外部指導者が配置できず、指導を望む教職員もいない場合には、生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会が損なわれることがないように、複数校の生徒が拠点校のスポーツ・文化芸術活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。
- (3) 校長は、誰もが参加しやすいよう、スポーツ・文化芸術に親しむことを重視し、一人一人の違いに応じた課題や挑戦を大切にすることや、過度な負担とならないよう活動時間を短くするなどの工夫や配慮をする。
- (4) 市教育委員会及び校長は、学校の部活動等は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることを踏まえ、生徒の意思に反して強制的に加入させることがないようにするとともに、その活動日数や活動時間を見直し、生徒が希望すれば、特定の種目・部門だけでなく、スポーツ・文化芸術や科学分野の活動や地域での活動も含めて、様々な活動を同時に経験できるよう配慮する。

## 5 学校部活動等の地域連携等

- (1) 市教育委員会及び校長は、生徒のスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ・文化芸術の各分野の関係団体等との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域がともに子どもを育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における持続可能なスポーツ・文化芸術活動のための環境整備を進める。また、協議会等で理解と協力を求める。
- (2) 市教育委員会及び校長は、地域の実情に応じ、合同練習を実施するなどにより連携を深め、生徒同士の切磋琢磨や多様な交流の機会を設ける。
- (3) スポーツ・文化芸術活動においては、地域のスポーツ協会、競技団体、文化・芸能団体及びその他のスポーツ・文化芸術活動の関係団体は、総合型クラブ等の生徒が所属する地域の文化スポーツ・文化芸術団体に関する事業等について、市と連携し、役割や実施主体を明確にしながら、学校と地域が協働・融合した形での地域のスポーツ及び芸術文化等の活動環境の充実を推進する。

また、スポーツ・文化芸術活動の関係団体は、指導者の配置や、指導者等に対する研

修等、指導者の質の向上に関する取組に積極的に協力する。

- (4) 市教育委員会は、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、各種保険への加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒がスポーツや文化芸術活動に親しめる場所が確保できるよう、学校施設の開放事業を推進する。
- (5) 市教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者がともに子どもの健全な成長のための教育、スポーツ・文化芸術活動に親しむ機会の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

## 6 参加する大会等の見直し

- (1) 大会の参加については、学校行事等の教育活動を優先することを原則とする。
- (2) 参加する大会数については、生徒の学校生活及び家庭生活や保護者の送迎等を考慮し、過度な負担とならないよう十分に配慮する。
- (3) 校長やスポーツ・文化芸術活動団体等の責任者は、生徒の教育上の意義や、生徒や指導者の過度な負担とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

## 【終わりに】

本指針を踏まえたスポーツ・文化芸術活動が、本市の児童生徒にとって、生涯にわたって豊かにスポーツや文化芸術活動と関わることができる基盤として確立されていくよう努めていく。

そのために、市及び市教育委員会は、本指針を踏まえたスポーツ・文化芸術活動の改革を推進するとともに、地域の実情に応じて、長期的に、地域全体で、児童生徒の活動機会の確保・充実方策を検討していくものとする。



弘前市児童生徒のスポーツ・文化芸術活動の指針

弘前市・弘前市教育委員会